

日野市立日野第三中学校移動教室臨時看護師等補助金の額
を不当とする住民監査請求結果

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 44 号
平成 23 年 6 月 21 日

監査請求人

様

日野市監査委員
奥 住 壽

日野市監査委員
菅 原 直 志

監査請求に係る監査結果について（通知）

平成 23 年 5 月 13 日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、監査の結果を次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

--	--

2 請求書の提出日

平成23年5月13日

3 請求の要旨

請求人提出の住民監査請求書（日野市職員措置請求書）要旨は、次のとおりである。

日野市立日野第三中学校では、平成23年1月26日～28日に、第1学年移動教室を実施した。その後、日野第三中学校長は、臨時看護師等補助金13,018円を市長あてに申請をした。補助金申請額の内訳は、運賃4926円、諸経費2492円（昼食代1000円×2日、軽食代492円）、宿泊費5600円（2800円×2泊）である。その後、2月21日に、市長は支出負担行為何兼決定書を発行した。その決定を受け、2月23日に債権者である日野第三中学校長は、日野市長あてに請求書を発行した。

日野市立日野第三中学校で実施した第1学年移動教室において、バス会社、スキー用具、昼食、スキーインストラクター及びゲレンデ、保険に関わる部分については、JTBが手配している。日野市立日野第三中学校がJTBを業者として選定する際には、2人以上の者から見積りを徴した事実は存在せず、その契約書も存在しない。

宿泊、軽食、写真については、日野市立日野第三中学校が直接手配している。しかし、その支払いは、写真を除くすべての支払いはJTBより行われている。その経費は、日野市立日野第三中学校からJTBに支払われている。しかし、その支払いの根拠は、JTBからの内訳書のみである。その内訳書も、日付の異なり、費用も異なるものが複数存在する。

日野市公立小・中学校移動教室及び修学旅行における参加児童・生徒補助金等交付要綱第5条において、「市長は、学校長からの申請書に基づいて内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに、申請者に交付するものとする。」と定められている。

また、日野市立学校財務事務取扱要綱の第6条において、「学校で支出負担行為を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。」

(1)教育委員会の予算執行計画に反しないこと。

(2)金額算定の基礎を明らかにしておくこと。

(3)配付された予算額を超過しないこと。

(4)受任範囲の金額を超過しないこと。

と定められている。

さらに、同要綱において、第8条「契約事務の手続は、次の事項によらなければならない。」と定められている。

(1)購入伺書に起案をし、学校長の決裁を受ける。

(2)日野市契約事務規則第1条の2に規定するもの以外は、原則として2人以上の者から見積りを徴さなければならない。

(3)契約の相手が決定したら、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

(4)契約関係書類の整理保管とある。

生徒の軽食代は469円（ジュース代156円、お茶、パン代313円）であるが、申請した看護師の軽食代は、お茶176円、お茶・パン代は、316円を合わせ492円となっている。JTBからセブンイレブンに支払われたと思われる際の領収書やその明細は存在していない。しかし、お茶・パンの発注は、セブンイレブンに発注されており、セブンイレブンから日野第三中学校へ送付された注文に関する確認のFAXより、お茶とパン313円分を103人分が発注されている。この事実から、お茶・パンの内容が、生徒と看護師で異なることは考えられず、看護師のお茶・パン代は、313円であったと十分に推測される。また、看護師のお茶代については、生徒がジュースであることから、看護師のみお茶であることは確認できず、また領収書がないことから、個人的に購入したものと考えられる。したがって、看護師の軽食代は、313円とするのが妥当であると考えられる。

バス代、高速代の見積もりは、それぞれ、447,300円（149,100円*3台）、55,200円（18,400円*3台）である。参加者は、生徒93名、引率教員・校長7名、看護師、写真屋の計102名である。1名の生徒は、前日キャンセルのため、半額がキャンセル料として、JTBに支払われている。運賃は、参加者全員とキャンセルをした生徒（半額）を含め102.5名で均等割りするのが妥当であると考えられ、バス代は、4363.9円、高速代は538.5円と考えるのが普通である。したがって、看護師の運賃は、4902円とするのが妥当である。

このようなことから、看護師の運賃、24円（請求額4926円－実際の運賃4902円）、軽食代、179円（請求額492円－実際の軽食代313円）を合わせ、203円が本来支払われるべき補助金額以上に支払われている。

市長は、申請の内容に関し金額算定の基礎を審査することなく、また、日野市立学校財務事務取扱要綱に定められた事務手続きを厳守していることを確認することなく、補助金の交付を決定し、これにより 203 円の損害を日野市に与えた。

日野市立日野第三中学校では、移動教室において、正当な理由がない随意契約や、支払いの根拠となる領収書がなく、会計事務が行われている。また、移動教室後、内訳費用が異なる複数の内訳書が存在し、不明瞭な会計が行われている。

日野市は、このような状況を是正し再発を防止するために、日野市立学校財務事務取扱要綱に従った会計事務が行われているか定期的な監査を実施し、外部公表することを求める。

また、市長は、公立学校での修学旅行、移動教室等の学校徴収金（私費）は、準公金であると認識し、日野市公立学校における業者選定の方法や選定の基準、また、保護者に対する情報公開、説明責任を早急に定め、日野市立学校でただちに実行するよう指導することをもとめる。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

監査に当たっては、請求人の主張する事実を確認するため、関係証拠書類の調査を行うとともに、請求人に対しては法第 242 条第 6 項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設け、また、関係人に対しては調査資料の提出及び事情聴取を行い、請求の内容及び陳述の内容等を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

日野市立日野第三中学校移動教室臨時看護師等補助金の支出について

2 監査対象部課

日野市教育委員会教育部を監査対象とした。

3 関係職員の事情聴取

平成23年6月10日、教育部長、学校課長に事情聴取を行った。
その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち合わせた。

4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成23年6月10日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

その際、請求人は、新たな資料を追加提出し、陳述において本件請求の趣旨の補足を行った。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと判断する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 日野市立日野第三中学校移動教室臨時看護師補助金の支出手続について

移動教室臨時看護師補助金は、日野市公立小・中学校移動教室及び修学旅行における参加児童・生徒補助金等交付要綱第2条に定められた随行旅費等の補助で、その補助額は、鉄道運賃、船賃、車賃、宿泊料、食事料及び見学（拝観）料等必要とする額とされており、学校長が市長あてに補助金の申請を行い、交付を受けるものである。

日野市立日野第三中学校では、平成23年1月26日～28日に、第1学年スキー移動教室を実施した。実施後、平成23年2月18日付けで日野第三中学校長は、市長あてに臨時看護師補助金13,018円を申請をした。担当課である教育部学校課において内容を審査し、補助金を支出すべきものと判断し、平成23年2月23日付け日教学第2043号により、支出負担行為併兼決定書を添付の上、補助金の交付決定を行った。内容の審査にあたっては、「移動教室・修学旅行随行旅費請求内訳書（臨時看護師）」の金額を旅行会社発行の「ご旅行代金内訳書」により確認を行っている。日野第三中学校長は、同日付けで請求書を提出、学校課で支出命令書伝票番号22-42608により支出をした。学校口座への振込は平成23年3月3日である。

(2) 日野第三中学校移動教室臨時看護師補助金の支出金額について

補助金の内訳は、交通費4,926円、宿泊料5,600円（2,800円×2泊）、諸雑費2,492円（昼食代1,000円×2日、軽食代492円）、合計13,018円

である。

各内訳の算出基礎については以下のとおりである。

参加者数 生徒 94人、うち1人は前日にキャンセル
教職員 7人
看護師 1人
合計 102人
実参加者数 101人

なお、交通費については、請求人の主張とは異なり、写真屋の分は、学校と写真屋との話し合いにより、当初から数えられていない。

バス代 1台 149,100円×3台＝ 447,300円

1人あたり 447,300÷102＝4,385円

有料道路代 1台 18,400円×3台＝ 55,200円

1人あたり 55,200÷102＝ 541円

交通費計 4,926円

なお端数計 48円は校長の旅費により調整している

宿泊料 1泊につき室料 1,000円、夕食代 900円、朝食代 600円、
暖房費 300円、計 2,800円

2泊分計 5,600円

昼食代 1,000円×2日＝ 2,000円

軽食代 お茶代 176円

菓子パン・お茶 316円

諸雑費計 2,492円

(3) 日野第三中学校移動教室臨時看護師補助金の精算について

本住民監査請求を受け、学校課から日野第三中学校に再確認を行ったところ、以下のことが判明した。

軽食代のうち、セブンイレブン山梨清里店で購入した菓子パンとお茶の代金を、313円のところを316円としてしまった。これは随行した写真屋の分を他の参加者で均等割りしてしまったための間違いで写真屋は自費で購入していたものである。このため、3月2日に旅行会社より3円×参加者101名分の303円の返金があり、差額を各生徒へ返金した。補助金についてはただちに精算処理しなければならないところ見落としてしまってい

た。

このため日野第三中学校長は平成 23 年 5 月 26 日付けで補助金実績報告書を市長あてに提出し、学校課は平成 23 年 5 月 27 日付け日教学第 444 号により、3 円を返還する精算処理を行ったものである。

2 判断

- (1) 日野市立日野第三中学校移動教室臨時看護師補助金の支出手続について
- ①本補助金の支出手続については、日野市公立小・中学校移動教室及び修学旅行における参加児童・生徒補助金等交付要綱に基づいて適正に行われていると認められる。
 - ②請求人は、日野市立学校財務事務取扱要綱第 6 条及び第 8 条を引用しているが、補助金の支出負担行為は学校課で行うものであり、業者との契約行為は保護者からの徴収金の支出に係るものであって、いずれも当該要綱の対象とする行為とは認められない。また、保護者からの徴収金は公金とは認められず、その支出に関する行為は住民監査請求の対象とは認められない。
- (2) 日野第三中学校移動教室臨時看護師補助金の支出金額について
- ①請求人は、生徒の軽食代は 469 円（ジュース代 156 円、お茶・パン代 313 円）で、看護師の軽食代 492 円（お茶代 176 円、お茶・パン代 316 円）のうち、お茶・パン代 316 円については、セブンイレブン山梨清里店の発注書から看護師も 313 円であると主張している。この点については、精算処理がなされたことで 313 円に修正されている。お茶代 176 円については、旅行業者の明細書に記載があり、修正前の看護師分の領収書の金額と合致することから、正当な額であると認められる。
 - ②バス代、有料道路代の各個人負担分について、キャンセルした場合は、その人の負担とすべきもので、請求人が主張するように、その分を他の参加者全員で負担し 102.5 人で均等割りすることは合理的でない。バス代、有料道路代については、キャンセルに関わりなく、当初の参加人数である 102 人で計算されており、正当な額であると認められる。
 - ③この人数に写真屋を含めないことについては、学校では、写真代金を安くすることができたためとしている。そもそも写真屋は、移動教室という目的を持つ生徒、その生徒を指導・保護するための教職員及び看護師とは違い、写真を撮るといった業務のために同行するものであって、この点で、今回は同行していないものの添乗員と同様の立場であると考えられ、運転手やガイドとも共通する役割をもって随行している業者であるということが

できる。従って、旅行費用（交通費）を負担しないことについては、合理的な理由があると認められる。

(3) 日野第三中学校移動教室臨時看護師補助金の精算手続について

①補助金の精算手続については、日野市公立小・中学校移動教室及び修学旅行における参加児童・生徒補助金等交付要綱に定められた行為であって、時期が遅れたものではあるが、正当な処理であると認められる。

②この精算処理を行ったことにより、請求人の主張する事実のうち、返還されるべき額については、既に必要な措置がとられていると認められることから、その理由を失うに至っているものである。

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、今回、補助金額の一部返還について、本監査請求があるまで見過ごしており、手続が遅延したことについては、教育委員会教育部長及び日野第三中学校長あてに要望する。

3 教育委員会教育部長及び日野第三中学校長あて要望

今回の住民監査請求においては、日野市立日野第三中学校移動教室臨時看護師等補助金の支出について、市の財務会計上の行為に何ら違法性・不当性はないものとしたが、今後、市の適正な執行が行われるよう次のとおり要望する。

日野第三中学校長は、精算の必要が生じた場合は、速やかに精算手続を行い、教育委員会教育部長においては、学校へ適切な指導を行い、遅滞なく処理されるよう要望する。

資 料

日野市職員措置請求書

市長に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

・日野市立日野第三中学校では、平成 23 年 1 月 26 日～28 日に、第 1 学年移動教室を実施した。その後、日野第三中学校長は、臨時看護師等補助金 13,018 円を市長あてに申請をした。その申請日は不明である。補助金申請額の内訳は、運賃 4926 円、諸経費 2492 円（昼食代 1000 円×2 日、軽食代 492 円）、宿泊費 5600 円（2800 円×2 泊）である。その後、2 月 21 日に、市長は支出負担行為併決定書を発行した。（事実証明書 1）その決定を受け、2 月 23 日に債権者である日野第三中学校長は、日野市長あてに請求書を発行した。（事実証明書 2）

・日野市立日野第三中学校で実施した第 1 学年移動教室において、バス会社、スキー用具、昼食、スキーインストラクター及びゲレンデ、保険に関わる部分については、JTB が手配している。日野市立日野第三中学校が JTB を業者として選定する際には、2 人以上の者から見積りを徴した事実は存在せず、その契約書も存在しない。

・宿泊、軽食、写真については、日野市立日野第三中学校が直接手配している。しかし、その支払いは、写真を除くすべての支払いは JTB より行われている。その経費は、日野市立日野第三中学校から JTB に支払われている。しかし、その支払いの根拠は、JTB からの内訳書のみである。その内訳書も、日付の異なり、費用も異なるものが複数存在する。

・日野市公立小・中学校移動教室及び修学旅行における参加児童・生徒補助金等交付要綱第 5 条において、「市長は、学校長からの申請書に基づいて内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに、申請者に交付するものとする。」と定められている。

・また、日野市立学校財務事務取扱要綱の第 6 条において、「学校で支出負担行為を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。」

- (1) 教育委員会の予算執行計画に反しないこと。
 - (2) 金額算定の基礎を明らかにしておくこと。
 - (3) 配付された予算額を超過しないこと。
 - (4) 受任範囲の金額を超過しないこと。
- と定められている。

・さらに、同要綱において、第 8 条「契約事務の手続は、次の事項によらなければならない。」と定められている。

(1) 購入伺書に起案をし、学校長の決裁を受ける。

(2) 日野市契約事務規則第 1 条の 2 に規定するもの以外は、原則として 2 人以上の者から見積りを徴さなければならない。

(3) 契約の相手が決定したら、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

(4) 契約関係書類の整理保管とある。

・事実証明 5、6、7 より、生徒の軽食代は 469 円（ジュース代 156 円、お茶、パン代 313 円）であるが、申請した看護師の軽食代は、お茶 176 円、お茶・パン代は、316 円を合わせ 492 円となっている。JTB からセブンイレブンに支払われたと思われる際の領収書やその明細は存在していない。しかし、お茶・パンの発注は、セブンイレブンに発注されており、セブンイレブンから日野第三中学校へ送付された注文に関する確認の FAX より、お茶とパン 313 円分を 103 人分が発注されている。（事実証明 8）この事実から、お茶・パンの内容が、生徒と看護師で異なることは考えられず、看護師のお茶・パン代は、313 円であったと十分に推測される。また、看護師のお茶代については、生徒がジュースであることから、看護師のみお茶であることは確認できず、また領収書がないことから、個人的に購入したものと考えられる。したがって、看護師の軽食代は、313 円とするのが妥当であると考えられる。

・バス代、高速代の見積もりは、それぞれ、447,300 円（149,100 円*3 台）、55,200 円（18,400 円*3 台）である。（事実証明 9）参加者は、生徒 93 名、引率教員・校長 7 名、看護師、写真屋の計 102 名である。1 名の生徒は、前日キャンセルのため、半額がキャンセル料として、JTB に支払われている。（事実証明 10）運賃は、参加者全員とキャンセルをした生徒（半額）を含め 102.5 名で均等割りするのが妥当であると考えられ、バス代は、4363.9 円、高速代は 538.5 円と考えるのが普通である。したがって、看護師の運賃は、4902 円とするのが妥当である。

・このようなことから、看護師の運賃、24 円（請求額 4926 円－実際の運賃 4902 円）、軽食代、179 円（請求額 492 円－実際の軽食代 313 円）を合わせ、203 円が本来支払われるべき補助金額以上に支払われている。

・市長は、申請の内容に関し金額算定の基礎を審査することなく、また、日野市立学校財務事務取扱要綱に定められた事務手続きを厳守していることを確認

することもなく、補助金の交付を決定し、これにより 203 円の損害を日野市に与えた。

・日野市立日野第三中学校では、移動教室において、正当な理由がない随意契約や、支払いの根拠となる領収書がなく、会計事務が行われている。また、移動教室後、内訳費用が異なる複数の内訳書が存在し、不明瞭な会計が行われている。

・日野市は、このような状況を是正し再発を防止するために、日野市立学校財務事務取扱要綱に従った会計事務が行われているか定期的な監査を実施し、外部公表することを求める。

・また、市長は、公立学校での修学旅行、移動教室等の学校徴収金（私費）は、準公金であると認識し、日野市公立学校における業者選定の方法や選定の基準、また、保護者に対する情報公開、説明責任を早急に定め、日野市立学校でただちに実行するよう指導することをもとめる。

2. 請求者

住所

職業

氏名

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 23 年 5 月 13 日

日野市監査委員（あて）

別紙事実証明書一覧

- 1 支出負担行為何書兼決定書
- 2 中学校移動教室臨時看護師等補助金請求書
- 3 中学校移動教室臨時看護師等補助金請求内訳書
- 4 ご旅行代金内訳書（看護師）（2 月 10 日）
- 5 移動教室会計報告（3 月 3 日）
- 6 ご旅行代金内訳書（生徒）その 1（2 月 28 日）

- 7 ご旅行代金内訳書（生徒）その2（2月28日）
- 8 セブンイレブン山梨清里店から日野第三中学校宛てのFAX
- 9 ご旅行代金内訳書（生徒）（2010年11月30日）
- 10 ご旅行代金内訳書（生徒）（2011年2月24日）